

平成22年度公共事業事前評価調書（簡易型）

(土石流被害の防止による評価)

(区分) 國補・県単

事業名	治山事業 [復旧治山事業 (國補)]	事業箇所	南巨摩郡 富士川町 小室	地区名	かみななおさわ 上七尾沢	事業主体	山梨県
<p>(1) 事業概要</p> <p>①課題・背景 本箇所は、南巨摩郡富士川町小室地区を流れる一級河川戸川の支流であるが、近年の集中豪雨により上流部に山腹崩壊が発生し、ここを発生源とした土砂が溪流内に不安定に堆積し、土石流発生のおそれが高まつたため、土砂流出防止対策及び発生源対策を早急に実施し、下流保全対象の保護を図る必要がある。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標 ○土石流被害の防止 保全対象 人家 15 戸 緊急度・危険度 12 ≥ 10 点 ※ 被害軽減額 345 ≥ 340 百万円 ※ (※ : 評価基準値)</p> <p>□副次目標 —</p> <p>□副次効果 —</p>				<p>(3) 事業の妥当性評価</p> <p>①公共関与の妥当性 (行政が行うべき事業か) <input checked="" type="checkbox"/> 妥当・妥当でない ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当</p> <p>②事業執行主体の妥当性 (県が行うべきか) <input checked="" type="checkbox"/> ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備</p> <p>③経済妥当性 費用便益費 便益(B) / 費用(C) = 2.96 > 1.0 便益(B) = 587 百万 費用(C) = 198 百万</p> <p>④事業実施・規模の妥当性 ・流域内は治山堰堤1基が設置されているが満砂となっている。なお、砂防等同等施設の計画はない。</p> <p>⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効</p> <p>⑥環境負荷への配慮 ・切土盛土面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を低減する</p> <p>⑦事業計画の熟度 ・地元富士川町からの強い要望有り</p> <p><妥当性評価> ・7項目全て妥当であることから、妥当と判断する</p> <p>(4) 事業間優先度評価 ・貢献度ランク : a、副次効果ランク : 2 ∴ 優先度評価 : I</p> <p>総合評価 <input checked="" type="checkbox"/> ・(3)及び(4)の結果から実施</p> <p>【事業位置図等】</p> <p style="text-align: right;">省略</p>			
<p>(2) 整備内容と整備量</p> <p>①整備内容 谷止工5基 山腹工0.6ha</p> <p>②整備期間 平成23年度～平成26年度</p> <p>③総事業費 約218百万円 (国費109百万円(5/10) 県費109百万円(5/10))</p> <p>④全体計画 平成23年度 谷止工2基 55百万円 平成24年度 谷止工2基 55百万円 平成25年度 山腹工0.50ha 54百万円 平成26年度 谷止工1基 山腹工0.10ha 54百万円</p> <p>⑤既整備内容・期間・事業費 谷止工1基 昭和47年 4百万円</p>							